

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「株式等振替決済口座管理約款」

改訂日：平成28年5月28日改訂

旧	新
<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「証券取引口座開設申込書」に<u>押捺された印影および</u>記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届けの氏名または名称、住所、生年月日、<u>印鑑</u>、共通番号等とします。</p> <p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社はその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権、振替投資口、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、総株主通知、総新株予約権者通知、総投資主通知もしくは総受益者通知(以下第25条において「総株主通知等」といいます。)または個別株主通知もしくは個別投資主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</p> <p>(2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>届出の印章により記名押印して</u>ご提出ください。</p> <p>(1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替株式等の銘柄および数量</p> <p>(2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録されるべき</p>	<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「証券取引口座開設申込書」に記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届けの氏名または名称、住所、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社はその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権、振替投資口、<u>振替新投資口予約権</u>、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、総株主通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、<u>総新投資口予約権者通知</u>もしくは総受益者通知(以下第25条において「総株主通知等」といいます。)または個別株主通知もしくは個別投資主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</p> <p>(2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、ご提出ください。</p> <p>(1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替株式等の銘柄および数量</p> <p>(2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録されるべき</p>

<p>振替株式等についての株主、新株予約権者、投資主または受益者(以下本条において、「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(総株主通知等に係る処理)</p> <p>第 25 条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権にあつては新株予約権者確定日、振替投資口にあつては投資主確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあつては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権にあつては新株予約権者、振替投資口にあつては投資主、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあつては受益者。なお、登録株式質権者または登録投資口質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>(振替新株予約権の行使請求等)</p> <p>第 27 条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2 前項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。</p> <p>3 お客様は、第 1 項に基づき、振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。</p> <p>4 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約</p>	<p>振替株式等についての株主、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者または受益者(以下本条において、「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(総株主通知等に係る処理)</p> <p>第 25 条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権にあつては新株予約権者確定日、振替投資口にあつては投資主確定日、振替新投資口予約権にあつては新投資口予約権者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあつては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権にあつては新株予約権者、振替投資口にあつては投資主、振替新投資口予約権にあつては新投資口予約権者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあつては受益者。なお、登録株式質権者または登録投資口質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>(振替新株予約権の行使請求等)</p> <p>第 27 条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2 前項の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。</p> <p>3 お客様は、第 1 項に基づき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。</p> <p>4 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権または振替新投資</p>
---	---

権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

5 お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該新株予約権の抹消を行います。

(振替新株予約権等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第 28 条 振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い停止に際し、発行者が新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権証券または受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(届出事項の変更手続き)

第 30 条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間に置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(解約等)

第 36 条

口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使または新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

5 お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。

(振替新株予約権等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第 28 条 振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い停止に際し、発行者が新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(届出事項の変更手続き)

第 30 条 氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間に置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(解約等)

第 36 条

【省略】

2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合

(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、新株予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているときまたはお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主もしくは特別受益者であるとき

(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にもかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合

3 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(免責事項)

第 39 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 30 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により振替株式等の記録が消失等した場合、または第 24 条による配当金または分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

【省略】

2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合

(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主もしくは特別受益者であるとき

(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にもかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合

3 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(免責事項)

第 39 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 30 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に基づき、当社が不備がないことを認め、振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

【削除】

(3) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(4) 前号の事由により振替株式等の記録が消失等した場合、または第 24 条による配当金または分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

<p>(6) 第 38 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた 損害</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 28 年 1 月</u></p>	<p>(5) 第 38 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた 損害</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 28 年 5 月</u></p>
--	--

以上